

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年七月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原 秀行

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたま東村山線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>新座市野火止六丁目八七番六地 先から同市野火止六丁目一〇二 六番地先まで</p>		区 間
<p>一一・一二〇 二二・五四</p>	<p>一〇・〇八〇 二二・五四</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一六〇・五四</p>		延長 (メートル)
<p>区画整理事業による。</p>		備 考